

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書26
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	TMI総合法律事務所 弁護士 後藤 一光
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階
【報告義務発生日】	令和3年9月21日
【提出日】	令和3年9月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	Jトラスト株式会社
証券コード	8508
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・マネジメント・エルエルシー（Taiyo Fund Management LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年5月27日
代表者氏名	Michael King
代表者役職	Member
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

（２）【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

（３）【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為等を行う予定である。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,840,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,840,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 2,840,900		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月12日現在）	V 115,469,910
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	2.46
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	2.84

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年7月26日	株券（普通株式）	8,300	0.01	市場内	処分	
令和3年7月27日	株券（普通株式）	5,300	0.00	市場内	処分	
令和3年8月3日	株券（普通株式）	1,800	0.00	市場内	処分	
令和3年8月11日	株券（普通株式）	9,300	0.01	市場内	処分	
令和3年8月31日	株券（普通株式）	18,400	0.02	市場内	処分	

令和3年9月1日	株券（普通株式）	4,600	0.00	市場内	処分	
令和3年9月3日	株券（普通株式）	2,500	0.00	市場内	処分	
令和3年9月8日	株券（普通株式）	8,100	0.01	市場内	処分	
令和3年9月9日	株券（普通株式）	10,400	0.01	市場内	処分	
令和3年9月10日	株券（普通株式）	6,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月13日	株券（普通株式）	20,400	0.02	市場内	処分	
令和3年9月14日	株券（普通株式）	15,700	0.01	市場内	処分	
令和3年9月15日	株券（普通株式）	9,100	0.01	市場内	処分	
令和3年9月16日	株券（普通株式）	14,000	0.01	市場内	処分	
令和3年9月17日	株券（普通株式）	5,500	0.00	市場内	処分	
令和3年9月21日	株券（普通株式）	20,200	0.02	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券はタイヨウ・ファンド・エルピーとタイヨウ・ファンド・パートナーズ・エルピー保有の株式である

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	2,230,107
上記（Y）の内訳	ファンドの資金で購入及び、平成25年5月31日（効力発生日）に無償割当を受けた新株予約権1,447,400個と平成25年6月5日（約定日）に取得した新株予約権709,000個を平成25年7月16日（約定日）に全て行使し取得したものの一部。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,230,107

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー（Taiyo Hanei GP, Ltd.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルバイ・トラスト（ケイマン）・エルティディー気付

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成25年12月6日
代表者氏名	Michael King
代表者役職	Director
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為等を行う予定である。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,285,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計（株・口）	O	P	Q	2,285,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 2,285,500			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月12日現在）	V	115,469,910
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		1.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		2.29

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年7月26日	株券（普通株式）	6,800	0.01	市場内	処分	
令和3年7月27日	株券（普通株式）	4,300	0.00	市場内	処分	
令和3年8月3日	株券（普通株式）	1,500	0.00	市場内	処分	
令和3年8月11日	株券（普通株式）	7,500	0.01	市場内	処分	
令和3年8月31日	株券（普通株式）	14,800	0.01	市場内	処分	
令和3年9月1日	株券（普通株式）	3,700	0.00	市場内	処分	
令和3年9月3日	株券（普通株式）	2,100	0.00	市場内	処分	
令和3年9月8日	株券（普通株式）	6,500	0.01	市場内	処分	
令和3年9月9日	株券（普通株式）	8,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月10日	株券（普通株式）	5,100	0.00	市場内	処分	
令和3年9月13日	株券（普通株式）	16,400	0.01	市場内	処分	
令和3年9月14日	株券（普通株式）	12,600	0.01	市場内	処分	
令和3年9月15日	株券（普通株式）	7,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月16日	株券（普通株式）	11,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月17日	株券（普通株式）	4,500	0.00	市場内	処分	
令和3年9月21日	株券（普通株式）	16,300	0.01	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券はタイヨウ繁栄ファンド・エルピー保有の株式である

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	1,924,391
上記 (Y) の内訳	ファンドの資金で購入
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,924,391

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者 (大量保有者) / 3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・シーザー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年2月15日
代表者氏名	Michael King
代表者役職	Director
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為等を行う予定である。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,557,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,557,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 2,557,800		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年8月12日現在）	V 115,469,910
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	2.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	2.56

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年7月26日	株券（普通株式）	7,600	0.01	市場内	処分	

令和3年7月27日	株券（普通株式）	4,700	0.00	市場内	処分	
令和3年8月3日	株券（普通株式）	1,700	0.00	市場内	処分	
令和3年8月11日	株券（普通株式）	8,400	0.01	市場内	処分	
令和3年8月31日	株券（普通株式）	16,600	0.01	市場内	処分	
令和3年9月1日	株券（普通株式）	4,200	0.00	市場内	処分	
令和3年9月3日	株券（普通株式）	2,400	0.00	市場内	処分	
令和3年9月8日	株券（普通株式）	7,400	0.01	市場内	処分	
令和3年9月9日	株券（普通株式）	9,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月10日	株券（普通株式）	5,600	0.00	市場内	処分	
令和3年9月13日	株券（普通株式）	18,400	0.02	市場内	処分	
令和3年9月14日	株券（普通株式）	14,100	0.01	市場内	処分	
令和3年9月15日	株券（普通株式）	8,300	0.01	市場内	処分	
令和3年9月16日	株券（普通株式）	12,700	0.01	市場内	処分	
令和3年9月17日	株券（普通株式）	5,000	0.00	市場内	処分	
令和3年9月21日	株券（普通株式）	18,200	0.02	市場内	処分	

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

セイリウ・アセット・マネジメント株式会社及びMercer Global Investments Europe Limitedとの各投資再一任契約並びに顧客との間の投資一任契約に基づき、顧客勘定による株券等取得及び処分権限並びに議決権行使権限を有する。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	2,346,011
上記（Y）の内訳	顧客の資金で購入
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,346,011

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第 4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) タイヨウ・ファンド・マネジメント・エルエルシー (Taiyo Fund Management LLC)
- (2) タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)
- (3) タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			7,684,200
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 7,684,200
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 7,684,200		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和3年8月12日現在)	V 115,469,910
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	6.65
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	7.70

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
-------------	---------------------------	---------------

タイヨウ・ファンド・マネージメント・エルエルシー (Taiyo Fund Management LLC)	2,840,900	2.46
タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)	2,285,500	1.98
タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)	2,557,800	2.22
合計	7,684,200	6.65